

ソフトウェア使用許諾契約

パナソニック インダストリー株式会社 産業デバイス事業部（以下、「弊社」という）は、お客様が本使用許諾契約に同意した場合にのみ、本ソフトウェアの使用を許諾します。本ソフトウェアをご利用いただく前に、本ソフトウェアの使用許諾契約書（以下、「本契約」という）を必ずお読みいただき、本契約に同意される場合のみご使用ください。

なお、本ソフトウェアをご使用開始されることにより、本契約の全規定にお客様が同意されたものとみなします。本契約にご同意いただけない場合はご使用にならないようお願いいたします。

第1条 使用許諾

弊社は、お客様に対し、本契約条項に従って本ソフトウェアのマニュアルに特定される弊社製品（以下、「本体製品」という）を活用する目的で本ソフトウェアについて以下の譲渡不能かつ非独占的な権利を許諾します。

- (1) お客様が管理するコンピュータに複製する権利。
 - (2) お客様のソフトウェアに組み込んで使用及びお客様の責任において改変する権利。
 - (3) 第三者から本契約の条件への同意を得ることを条件として、当該第三者に頒布（有償または無償による譲渡、レンタル、リース、貸与を含む）する権利。
2. 前項に基づきお客様が行った本ソフトウェアの変更、改造により生じた欠陥や不具合については、いかなる場合にも弊社は一切責任を負わないものとします。
3. いかなる場合にも、お客様は、弊社以外の第三者の製品を利用するために本ソフトウェアを使用し、改変し、又は第三者に頒布することはできないものとします。

第2条 禁止事項

本ソフトウェアに関し、以下の行為を禁止します。

- (1) 本ソフトウェアのリバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブルおよびそれに類する行為
- (2) 弊社提供のマニュアルもしくは弊社ウェブサイトに記載された方法またはその他弊社が指定する方法以外の方法により本ソフトウェアを使用すること
- (3) 弊社提供のマニュアルもしくは弊社ウェブサイトに記載する目的またはその他弊社が指定する目的以外に本ソフトウェアを使用すること

第3条 免責事項

弊社は、本ソフトウェアに関して、商品性の保証、特定目的への適合性の保証、第三者の知的財産権を侵害しないことの保証、その他いかなる保証も行ないません。

2. 弊社は、本ソフトウェアの使用、本ソフトウェアを使用できないこと、本ソフトウェアのバグ、セキュリティホール、誤動作その他の不具合、その他本ソフトウェアにより生じたいかなる損害（直接損害、間接損害、付随的損害、結果的損害、特別損害を含む全て）についても、一切責任を負いません。

第4条 有効期間

本契約は、お客様が本契約に同意し本ソフトウェアをご使用開始されることをもって効力を生じます。

2. お客様が本契約のいずれかの条項に違反した場合、弊社は直ちに本契約を解除することができます。
3. お客様は、本契約が解除された後、4週間以内に、お客様の負担で全ての本ソフトウェア及びその複製物を弊社に返還または消去もしくは破棄するものとします。なお、破棄のためのすべての費用はお客様が負担するものとします。

第5条 輸出関連法令の遵守

お客様は、当事者に管轄権を有するあらゆる国の輸出管理に関する法律及び諸規制など（外国為替及び外国貿易法、国連安全保障理事会決議による輸出管理に関する諸規制を含む全て）を遵守することとします。資格あるいは政府機関の適切な承認が要求される場合には、かかる承認無く、いかなる国にも直接、間接を問わず本ソフトウェアの輸出を禁止します。また、直接、間接を問わず本ソフトウェアを軍事用途に使用または販売することを禁止します。

第6条 著作権等の帰属

本ソフトウェアに係わる著作権その他の知的財産権は、全て弊社及び弊社のライセンサーに帰属します。但し、お客様が改変した著作物の著作権は、お客様に帰属します。

第7条 バージョンアップ

将来本ソフトウェアのバージョンアップまたはアップデートを行うか否かは、弊社の裁量とさせていただきます。また、バージョンアップ版またはアップデート版を提供する場合は、有償とさせていただくことがあります。

2. 有償無償にかかわらず本ソフトウェアのバージョンアップ版またはアップデート版が提供された場合には、弊社が提供の際に別段の定めを行なわない限り、本ソフトウェアの一部として本契約が適用されます。

第8条 責任制限

いかなる場合においても、本契約又は本ソフトウェアに関する弊社の責任は、1万円を上限とします。

第9条 契約変更

弊社は、次の場合に、弊社の裁量により、いつでも本契約を変更することができるものとします。

- (1) 本契約の変更が、お客様の一般の利益に適合するとき。
 - (2) 本契約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
2. 弊社は、前項による本契約の変更をする場合は、変更後の本契約の効力発生日の2週間前までに、本契約を変更する旨、変更後の本契約の内容及び変更の発生日を弊社ウェブサイトに掲示します。ただし、変更内容が軽微なものである場合、またはお客様に不利益を与えるものでない場合、弊社は、お客様に通知することなく、当該変更を行うことができるものとします。本契約は効力発生日の到来をもって変更されるものとします。

第10条 準拠法及び裁判管轄

本契約は、日本国の法律に準拠します。

2. 本契約に関連して紛争が発生した場合には、大阪地方裁判所をかかる紛争についての専属的な管轄裁判所とします。

2024年4月1日版